

第 2 号 (令和元年 6 月 2 8 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和元年6月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和元年6月28日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和元年6月28日午前10時00分 議長 岡田久雄

閉会 令和元年6月28日午前11時04分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	脇本	尚憲	2番	谷田	利一
3番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	古川	昭義	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

5番	古川	昭義	10番	木村	武壽
----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎	裕美	議会書記	坂井	幸一郎
議会書記	梶田	篤志	議会書記	仁木	崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	参	与	島田	智雄
----	----	----	---	---	----	----

教 育 長 松 田 定
 理事兼地域創生推進室長事務取扱 眞 木 伸 浩
 理事兼上下水道課長事務取扱 中 島 一 也
 企 画 財 政 課 長 花 木 秀 章
 会計管理者・会計課長兼務 光 田 恵 理
 保 健 医 療 課 長 中 谷 誠
 保健センター所長・
 地域包括支援センター所長兼務 小 山 烈
 上 下 水 道 課 参 事 森 田 肇
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 木 田 ゆ かり
 学校給食センター所長 奥 山 英 高

理事兼総務課長事務取扱 脇 本 和 弘
 理事兼建設課長事務取扱 西 田 哲 弥
 学 校 教 育 課 長 ・
 自然休養村管理センター館長兼務 高 江 裕 之
 税 務 課 長 乾 浩 朗
 住 民 福 祉 課 長 中 坊 玲 子
 高 齢 福 祉 課 長 寺 井 佳 孝
 産 業 環 境 課 長 菱 本 嘉 昭
 同 和 ・ 人 権 政 策 課 長 西 島 豊 広
 社 会 教 育 課 長 ・
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 平 間 克 則

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和元年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和元年6月28日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第19号 選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第20号 京都地方税機構規約の変更について
- 第4 議案第21号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第1回）
- 第5 議案第22号 令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第6 平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書、並びに平成31年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第7 議員派遣の件
- 第8 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さまでございます。

ただいまから、令和元年6月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番、古川昭義議員、10番、木村武壽議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、議案第19号、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第19号、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が本年5月15日に施行されたことに伴い、本条例において当該法律に準拠している箇所について、所要の改正をするものであります。

それでは、2ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1293ページ、第2条、選挙長等の報酬額の規定でございます。投票所の投票管理者、従前1万2,600円を1万2,800円に、期日前投票所の投票管理者1万1,100円を1万1,300円に、開票管理者及び選挙長の1万600円を1万800円に、投票所の投票立会人1万700円を1万900円に、期日前投票所の投票立会人9,500円を9,600円に、開票立会人、選挙立会人8,800円を8,900円に改める

ものであります。

1 ページをごらんください。附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　法律の改正に伴うものということですが、その額は、こうやって条例で決めてるんですけど、全国一律なのかどうか。都市部で非常に投票人の多いところと郡部で同じなのか。それと、繰り上げで投票時間が短くなったりするようなところでも、投票の立会人とかは一緒なのか。

それと、人数の基準というのはそれぞれどうなっているのか。特に期日前投票所というのは、これ、何時から何時まででこれだけの額なのか。何人、期日前投票所に立会人がいないといけないというような決まりになっているのかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、金額については、法律で定めておりますので、これは一律でございます。ただ、時間の短い、長い、離島とかで早く選挙が終わるところについての報酬については、私どもは把握しておりません。

あと、期日前投票所につきまして、そちらの時間につきましては、朝 8 時半から夜の 8 時まで、立会人はお二人、管理者が 1 人ということで今は私ども、それは最低ラインなんですけども、そちらで事務をお願いしてるというところでございます。

以上です。

議長（岡田久雄）　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって討論を終わります。

これから、議案第19号、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第20号、京都地方税機構規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) それでは、議案第20号、京都地方税機構規約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、京都地方税機構規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

なお、今回の変更につきましては、京都地方税機構が処理する事務に新たに固定資産税の償却資産に係る申告書の受付事務等を追加するとともに、平成28年度及び平成31年度税制改正に対応する事務を行うことに伴う規約の変更であります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。京都地方税機構規約の一部を変更する規約新旧対照表であります。なお、この表につきましては、京都地方税機構の規約変更案に基づいて作成しておりまして、現行が左側の欄、変更が右側の欄となっております。

それでは、第4条、広域連合の処理する事務の規定でありまして、第1号におきましては、「地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条」に、「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改めるものでありまして、法改正に伴い、府税

の法人事業税と合わせて徴収されております国税の地方法人特別税が、本年10月1日以後に開始する事業年度分からは特別法人事業税に改めることに伴う条文の整備であります。

次に、第2号におきましては、地方税法の改正に伴い、本年10月1日からの自動車税及び軽自動車税における環境性能割、種別割の導入に伴う所要の改正であります。

次に、今回新たに第3号として、京都地方税機構が処理する事務に固定資産税の償却資産に係る申告書等の受付事務等の規定を追加するとともに、新たに第3号を追加したことに伴い、旧の第3号から第6号までをそれぞれ1号ずつ繰り下げる条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、第5条、広域連合の作成する広域計画の項目の規定でありまして、今回前条に新たに第3号を追加したことに伴う条文の整備であります。

次に、別表の規定であります。今回新たな事務を追加することに伴う負担金の規定を追加するものでありまして、表中第4項に、新たに、第4条第3号に掲げる事務に要する経費として、固定資産税の償却資産に係る事務経費における負担金の規定を追加するものであります。なお、負担区分につきましては、既に実施しております法人及び軽自動車の事務に係る市町村の負担金と同様に、基本負担額を経費の100分の5、人口割を100分の47.5とし、応益性を反映する指標として、納税義務者数割額を100分の47.5の6分の5に、調定金額相当額割額を100分の47.5の6分の1の割合に定めるものであります。

次に、別表の旧の第4条、上記以外の経費の規定でありまして、「及び第2号」を「から第3号まで」に改め同項第5項とするものでありまして、今回新たに第4条第3号の規定を追加したこと及び別表に新たに第4項の規定を追加したことに伴う条文の整備であります。

次のページをお開きください。

次に、備考の規定でありまして、備考の3の次に備考の4として、新たに、第4項に規定する納税義務者数及び償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定めるを規定するものであります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定でありまして、この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。ただし、第4条第1号及び第2号の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

次に、第2項から第5項までにつきましては、経過措置の規定であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　9番、谷田です。

3ページですけれども、新たに固定資産税の中の償却資産にかかわる仕事をまた機構の方でやるということで変更があるんですけど、3ページの3号に書かれていることなんですけど、市町村が価格を決定する償却資産とありますから、価格の決定は町がこれまでどおりやるわけですね。その後ずっと見ていくと、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連する事務をやると書いてあるんです。価格を決定するのはうちやけれども、算定とかは機構がやるのはどういうことなんですか。

これ、新しい仕事が入るわけですから、機構の方の職員体制はどのように変わるんでしょうか。その仕事をするための人員をふやさるのかどうか。

町の方としてはどうなのか。これまでその仕事を町がやっていた。税務課の職員でそれをやらなくて済むようになるからといって、また職員体制に変更があるのか。

それと、償却資産ですけれども、町内で償却資産というものが一体何件、幾らぐらい今、課税されてるのか。それが全て機構の方に移るのかということをお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗）　ただいまのご質問にお答えいたします。

課税決定というのは、町の方が課税権を持っていますので行いますけども、算定という文言につきましては、いわゆる評価額及び課税標準額の算定、税額計算するまでの段階の数値を申告書に基づいて税機構の方が算定される。

その算定データをもとに町の方が課税するといった形になるものと聞いております。

職員体制につきましては、機構の方で予定されてる状況ですけども、令和2年度に税機構に償却資産の課税事務を行います、仮称ですけども、償却資産申告センターというのが設置される予定でありまして、その職員体制につきましては、現在6名を予定されているということです。執行場所につきましては、税機構の事務局内に設置される予定ということで伺っております。共同化における6名の職員につきましては、基本的には納税義務者の多い団体や課税額の大きい団体から派遣いただくということが理にかなっているというふうに考えられてるんですけども、機構全体の徴収業務も含めた派遣職員の全体の執行体制の見直しというのも視野に入れながら現在進められてるという状況と伺っております。

それと、町の方につきましては、共同化になったからといって単純に職員の減になるかというのは、現在のところ、そのようにならないのかなというふうに思ってますけど、今後それも共同化の事務の進捗といいますか進行状況によって検討していくことになるかと考えております。

課税件数ですけども、現在、償却資産の方の課税件数ですけども、約110件ほど課税している状況となっております。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 償却資産の額も尋ねたので調べていただきたいと思うんですけど、課税権はあくまで町がある、それはもちろんそうなんですけど、それで、こちらで価格を決定するけれども、課税標準の算定は機構がやるということであると、課税権限のうちの一部が機構に移るということにはならないんですか。価格を決めても課税標準に基づいて税額が決まるわけですから、課税標準の決め方というのを機構の方にお任せするということになるのと、そうなるんじゃないかと。

それと、ただでも少ない職員でやってるわけで、いろいろとそういう、わずか110件やけれども、償却資産の価格決定とか算定とかの事務を町でやらなくなるということになると、やっぱりそこを専門的にわかる職員がいな

くなる。課税権は町にあるといっても、じゃ、住民の方から不満とか出てきた場合とか、いろいろ相談に乗るということになっても、専門的なことをわかる職員が、そうやってどんどんどんどん機構に仕事を移していくと、いなくなつて、課税の権限にもかかわってくるんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがですか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) ただいまのご質問にお答えします。

評価額、課税標準額の算定の部分というのが機構の方でということで先ほど答弁させていただきましたが、償却資産というのは申告に基づいて課税をしますので、その申告データに基づいて評価額及び課税標準額が算定されてくるというものになりますので、あくまで、そのもとになるデータ作成というところになります。最終的には町がそのデータを確認しながら課税決定を行っていくということになりますので、あくまで課税事務の行う一部、課税決定する前の段階の部分について、機構の方が共同事務で行っていただくということになっております。

次に、窓口の対応とかの関係なんですけども、償却資産申告書を事業所の方から提出されることになりますけども、基本は今回税機構の方で設置される申告センターの方で一旦受け付けられて、それに対応する問い合わせ等は税機構の方が原則的にはやっておいただくという形にもなりますけども、町の方でも申告書を提出いただくことは可能です。町の方でもお受けすることができますし、当然、償却資産に関する課税決定につきましては町の方で行いますので、それに伴う職員というのは必要になるかと思っておりますので、対応等も税務課の方での対応ということで考えております。

償却資産の課税額、今年度、令和元年度の当初課税のベースの金額で申しますと、約1億円となっております。

以上です。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9番、谷田みさおです。反対の立場で討論を行います。

ただいま議題となっております京都地方税機構規約の変更についてであります。この地方税機構は、設立されたときの趣旨としては、徴収率を向上する、徴収事務を共同化してコストを削減する、人員を削減するということが主な設立趣旨だったと思います。ところが、だんだんと年を重ねていくにつれて、課税そのものにかかわるような事務の方もどんどん移行されていっています。課税自主権はあくまで町から外れるものではないというものの、課税額にかかわる直接の事務等が機構の方に移ることによって、やはり課税自主権を侵害する内容になっていっているのではないかと危惧をいたします。特に本町のような小さな町でこのように共同化が進みますと、職員の中からその事務に関する意識が薄らぐというか、勉強もする機会もなくなってくるというような形で、いろいろ住民の方から相談を受けても本当に答えられるんだらうかという危惧がいたします。

あくまで課税自主権を町で維持していく上では、課税にわたる権限はもちろん、徴収に当たっても努力すればやれる範囲というのがあるわけで、それを町でやれないということはないと思いますから、税機構の仕組みそのものにも反対ですし、今回新たに償却資産の事務をつけ加えるということについても反対なので、議案に反対します。

議長(岡田久雄) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで討論を終わります。

これから、議案第20号、京都地方税機構規約の変更についてを採決いたします。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第21号、令和元年度井手町一般会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第21号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,415万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,215万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

それでは、3ページをごらんください。第2表地方債補正でございます。

起債の目的、1目土木施設整備事業債、今回1,180万円を追加し、限度額を1億450万円とするものであります。2目消防防災施設等整備事業債、今回1,700万円を追加し、限度額を3,100万円とするものであります。4目総務施設整備事業債、前回まで累計ございません。今回新たに140万円を計上し、限度額を140万円とするものであります。5目民生施設整備事業債、前回まで累計ございません。今回新たに40万円を計上し、限度額を40万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、7ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、今回265万2,000円を追加し、計1億8,366万5,000円、社会福祉費負担金の265万2,000円であります。

2項国庫補助金、2目民生費補助金、今回1,432万5,000円を追加し、計2,815万2,000円、社会福祉費補助金の1,381万3,000円、児童福祉費補助金の51万2,000円であります。4目土木費補助金、今回1,344万円を追加し、計1億387万2,000円、道路橋梁費補助金の1,344万円あります。

15 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費負担金、今回 1 3 2 万 6, 0 0 0 円を追加し、計 9, 2 0 6 万 2, 0 0 0 円、社会福祉費負担金の 1 3 2 万 6, 0 0 0 円であります。

2 項府補助金、2 目民生費補助金、今回 1 7 万 2, 0 0 0 円を追加し、計 5, 3 7 7 万 3, 0 0 0 円、社会福祉費補助金の 1 7 万 2, 0 0 0 円であります。

3 項府委託金、4 目教育費委託金、今回 4 7 万円を追加し、計 5 4 万 6, 0 0 0 円、小学校費委託金の 2 8 万円、中学校費委託金の 1 9 万円であります。

次のページをごらんください。

17 款寄附金、1 項寄附金、1 目一般寄附金、今回 9 万 7, 0 0 0 円を追加し、計 9 万 8, 0 0 0 円、一般寄附金の 9 万 7, 0 0 0 円あります。4 目教育寄附金、今回 2 0 万円を追加し、計 2 0 万 3, 0 0 0 円、社会教育費寄附金の 2 0 万円あります。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、今回 7 1 0 万 7, 0 0 0 円を追加し、計 1, 2 1 0 万 7, 0 0 0 円、前年度繰越金の 7 1 0 万 7, 0 0 0 円あります。

20 款諸収入、4 項雑入、3 目雑入、今回 3 7 7 万円を追加し、計 2, 3 5 2 万 6, 0 0 0 円、雑入の 3 7 7 万円あります。

21 款町債、1 項町債、1 目土木施設整備事業債、今回 1, 1 8 0 万円を追加し、計 1 億 4 5 0 万円、道路橋梁整備事業債の 9 6 0 万円、都市計画整備事業債の 2 2 0 万円あります。2 目消防防災施設等整備事業債、今回 1, 7 0 0 万円を追加し、計 3, 1 0 0 万円、消防防災施設等整備事業債の 1, 7 0 0 万円あります。4 目総務施設整備事業債、前回まで累計ございません。今回新たに 1 4 0 万円を計上し、計 1 4 0 万円、総務施設整備事業債の 1 4 0 万円あります。5 目民生施設整備事業債、前回まで累計ございません。今回新たに 4 0 万円を計上し、計 4 0 万円、社会福祉施設整備事業債の 4 0 万円あります。

歳出であります。2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財政管理費、今回 5 3 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、計 5 億 5, 4 9 0 万 3, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 3 9 7 万 8, 0 0 0 円、一般財源の 1 3 2 万 6, 0 0 0 円あります。繰出金の 5 3 0 万 4, 0 0 0 円あります。5

目財政管理費、今回143万円を追加し、計2,299万4,000円、財源内訳といたしまして、地方債の140万円、一般財源の3万円であります。委託料の13万円、工事請負費の130万円であります。9目まちづくり推進費、今回179万円を追加し、計968万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の179万円であります。報償費の30万2,000円、旅費の4万8,000円、需用費の10万円、役務費の84万円、委託料の50万円あります。12目ふるさと応援基金費、前回まで累計ございません。今回新たに9万7,000円を追加し、計9万7,000円、財源内訳といたしまして、その他の9万7,000円あります。積立金の9万7,000円あります。

3項住民基本台帳費、1目住民基本台帳費、今回49万7,000円を追加し、計1,656万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の49万7,000円あります。委託料の49万7,000円あります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、今回1,381万3,000円を追加し、計3億5,478万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,381万3,000円あります。職員手当の26万3,000円、賃金の8万6,000円、需用費の18万円、役務費の98万4,000円、委託料の230万円、負担金補助及び交付金の1,000万円あります。

次のページをごらんください。2目老人福祉費、今回48万9,000円を追加し、計7,008万2,000円、財源内訳といたしまして、地方債の40万円、一般財源の8万9,000円あります。委託料の4万5,000円、工事請負費の44万4,000円あります。5目いづみ人権交流センター運営費、今回23万円を追加し、計3,553万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の17万2,000円、一般財源の5万8,000円あります。需用費の23万円あります。

2項児童福祉、2目保育園運営費、今回51万2,000円を追加し、計2億1,872万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の51万2,000円あります。負担金補助及び交付金の51万2,000円あります。

7款商工費、1項商工費、2目観光費、今回127万円を追加し、計1,362万円、財源内訳といたしまして、その他の127万円あります。負

担金補助及び交付金の127万円であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、今回1,500万円を追加し、計3億2,340万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の766万5,000円、地方債の580万円、一般財源の153万5,000円であります。委託料の800万円、工事請負の700万円であります。3目橋梁維持費、今回1,130万円を追加し、計1,149万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の577万5,000円、地方債の380万円、一般財源の172万5,000円あります。委託料の350万円、工事請負費の780万円あります。

4項都市計画費、2目公園費、今回225万7,000円を追加し、計1,228万4,000円、財源内訳といたしまして、地方債の220万円、一般財源の5万7,000円あります。委託料の20万6,000円、工事請負費の205万1,000円あります。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、今回700万円を追加し、計2,325万6,000円、財源内訳といたしまして、地方債の700万円あります。工事請負費の700万円あります。4目災害対策費、今回1,000万円を追加し、計1,509万4,000円、財源内訳といたしまして、地方債の1,000万円あります。工事請負費の1,000万円あります。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、今回20万円を追加し、計6,853万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の20万円あります。役務費の20万円あります。

2項小学校費、2目教育振興費、今回18万円を追加し、計2,537万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の18万円あります。報償費の11万8,000円、旅費の1万2,000円、需用費の5万円あります。

次のページをごらんください。3項中学校費、2目教育振興費、今回9万円を追加し、計2,119万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の9万円あります。報償費の5万円、旅費の5,000円、需用費の2万1,000円、役務費の1万4,000円あります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、今回270万円を追加し、計1,208万4,000円、財源内訳といたしまして、その他の270万円であ

ります。需用費の20万円、負担金補助及び交付金の250万円であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、令和元年度井手町一般会計補正予算（第1回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

図対象番号①、事業名、役場庁舎ブロック塀改修、事業費143万円、財源内訳としまして、地方債の140万円、一般財源の3万円、事業概要としまして、L=15.7メートル、H=1.1メートルから2.2メートルであります。

図対象番号②、事業名、老人福祉センター賀泉苑ブロック塀改修、事業費48万9,000円、財源内訳としまして、地方債の40万円、一般財源の8万9,000円、事業の概要としまして、L=5.6メートル、H=1.0メートルから1.6メートルであります。

図対象番号③、事業名、町道1号線道路改良、事業費800万円、財源内訳としまして、国・府支出金の420万円、地方債の340万円、一般財源の40万円、事業の概要としまして、L=200メートルであります。

図対象番号④、事業名、町道3号線道路改良、事業費700万円、財源内訳としまして、国・府支出金の346万5,000円、地方債の240万円、一般財源の113万5,000円、事業の概要としまして、L=1,000メートル、全体計画であります。

図対象番号⑤、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費1,130万円、財源内訳としまして、国・府支出金の577万5,000円、地方債の380万円、一般財源の172万5,000円、事業の概要としまして、橋梁補修1橋、橋梁点検10橋であります。

図対象番号⑥、事業名、北猪ノ阪児童遊園ブロック塀改修、事業費225万7,000円、財源内訳としまして、地方債の220万円、一般財源の5万7,000円、事業の概要としまして、L=19.2メートル、H=1.78メートルであります。

図対象番号⑦、防火水槽設置、事業費700万円、財源内訳としまして、

地方債の700万円、事業の概要としまして、1カ所であります。

図対象番号⑧、事業名、防災広場整備、事業費1,000万円、財源内訳としまして、地方債の1,000万円、事業の概要としまして、1カ所あります。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中坊議員。

8番（中坊 陽）　8番、中坊です。

今回、ブロック塀改修3カ所されますけども、公共施設のブロック塀は、改修予定はほかはないのか、これで全部なのかお聞きします。

それと、10ページの商工費、地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成、この事業内容と助成先をお聞きします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　中坊議員のご質問にお答えいたします。

ブロック塀の今回の予算計上させていただいてる件でございますけれども、ブロック塀につきましては、施設がありまして、実は14カ所ございます。その中で、専門家に見ていただきまして、対応すべきところというところを今回計上させていただいてるということです。中には全然対応を何もしなくていいというブロック塀もございますので、そういうものはなぶってないというふうなことでございますので、今回対応が必要な箇所について予算計上させていただいてるということです。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　眞木地域創生推進室長。

理事（眞木伸浩）　地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成の概要についてお答えいたします。

本事業は、一般社団法人地域活性化センターによる平成31年度の助成事業でございまして、井手町商工会青年部が産官学若者連携による井手グルメ

発信プロジェクトとして事業申請を行い、ことしの3月18日に採択を受けたものでございます。事業内容といたしましては、井手町商工会青年部が開発したご当地グルメでございます井手グルメや「むすび家 i d e」において昨年度末に新たに開設した町屋カフェ、「むすび家カフェ」のPRを図るため、井手町商工会青年部が京都産業大学井手応援隊との連携により「むすび家カフェ」を拠点とした井手グルメを発信するためのグルメイベントや地元小中学生向けの各種イベント等を行うものでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 先ほどのブロック塀ですけれども、非常に費用が少ないと思うんですけれども、これでちゃんと撤去だけじゃなくて新たなブロック塀にかわるフェンス等、これ、設置できるという予算なんですか。ブロックにかわるものは、どういうものをつくろうとされてるのかお尋ねします。

それと、10ページですけど、町道1号線、3号線、橋梁の長寿命化事業とありますが、1号線については、この補正は、800万円は委託料のみということですから、これから設計しはるということですけど、どのように改良していくのか。拡幅するのか、側溝があると思うんですけど、溝というか水路はどうされるのか、将来的にどのように改良される計画なのかお伺いします。

それと、町道3号線ですが、これ、ずっと続いているわけで、今回の補正予算ではどのような工事をするのか。

それと、3号線にかかわって、ずっと長期にわたって通行どめが続いております。看板を見ますと、令和2年3月末か、書きかえられているんですけども、工事がそこまで継続するとしても、一部通行できるようにはできないのかと住民の方から強く要望がありまして、図書館に行くにも休養村に行くにもいろんな行事に行くにもグラウンドゴルフに行くにも、ずっと遠回りしないといけない、多賀地区の方は。道路の工事にある程度めどがついて、通行に危険がない状態になれば、当然通れるようにしてほしいと思うわけですけれども、工事が終了するまで通行できないということなのか、検討してもらえる余地があるのかお尋ねします。

橋梁の長寿命化で、事業説明を見ますと、補修が1橋で点検が10橋となっていますが、位置図で5番と出ているのは、これ、宮ノ后橋という南部の橋ですけれども、これを補修するという理解でいいのか。宮ノ后橋については、去年も隅切りの部分が浮いてしまってるということで直したんです。今回、本格的に橋梁を全部補修ということなのか。あそこはあの1カ所しか地域外へ出ていく道がありませんので、もし橋梁を本格的に補修するとなれば、代替橋をつくってもらわないと生活に支障が出るんです。こんな予算で代替橋まで補償されてると思えないんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（岡田久雄） 谷田議員、そこまでにしておいて。

9番（谷田みさお） 橋梁の長寿命化までね。点検する10橋というのは地図上には示されていませんが、どのあたりのどの橋なのかをご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田みさお議員のご質問にお答えします。

ブロック塀の関係でございますけれども、今回撤去してブロック塀にかわる、現在のところ、メッシュフェンスを設置の予定をしているというところでございます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それではご質問にお答えいたします。

まず町道1号線でございます。町道1号線については、全幅6メートルの道路に拡幅するというところで、水路等も老朽化しておりますので、その辺の補修もあわせて今年度、道路詳細設計等を委託しまして、検討を進めるというところでございます。

続きまして、町道3号線でございます。当初予算でも3,600万円の予算を計上させていただいております。引き続き進めるために、国の内示に合わせて予算の補正を行うものでございまして、工事の方につきましては、引き続き、交差点以外のところについては、ほぼ道路の方、舗装以外概成をしております。引き続き今年度も側溝工事、歩車道境界ブロックなどの工事を行いまして、長期間通行どめをしておりますけれども、看板の方に令和2年3月ということで書かせていただいております。そこまでにできるだけ早く通行

どめを解除できるよう、引き続き工事の方は進めていきたいというふうに考えております。

続いて、橋梁長寿命化の部分でございます。図面の方には宮ノ后橋を補修の部分を受けさせていただいております。補修については、今年度の補正内容につきましては、高欄の方が老朽化してますので、高欄と橋面のクラック補修、それと桁の塗りかえというのを予定しております。特段通行どめをしてというようなことについては、何とか避けてやりたいというふうに考えておるところでございます。

それと、橋梁点検の関係でございます。今年度10橋ということで、多賀地区の方につきましては梅溪橋、北口橋、庵垣内橋、宮ノ前橋、それと、井手地区の方につきましては下中川橋、山吹橋、橋ノ本橋、山吹歩道橋、蛙橋、橋本橋、以上10橋の方を予定しております。

以上でございます。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 3号線ですけど、工事を早くしてもらう、それはもちろんなんやけども、工事が完了しなくても、安全に支障がなければ通れるようにはできないのかと。工事が早く終わって、令和2年の3月31日以前に工事が終われば、当然それは通れるようにしてもらおうということやけれども、一部だけでも、歩行者だけでも通れるとかバイクだけでも通れるとか、そういうことにはできひんかということをお民の方から強く言われておるんですが、どうでしょうか。

それと、別の質問で、9ページ、プレミアム付き商品券の事業ということで、これは当初に提案された商工会の通常やってはるやつとはまた別に、国の経済政策でやられる分やと思うんですけども、対象者はどういう方で、予算の審議のときもありましたけど、まだ詳しいことはわからないということでしたから、何人ぐらい対象になるか。通知の方法。

それから、私が求めてたのは、券のデザインを通常の商工会が行われるプレミアム商品券と変えないようにと、どちらの券で買いに来られたかがわからないように、これは経済対策の券やなということがわからないようにするべきやと言ってたんですけども、そういう商工会との話し合い等はできて

いるのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 3号線の関係でございます。工事の方は、3号線につきましては、来年度までかかる予定はしておりますが、今年度、最終的なアスファルト舗装等は検討中でございますけども、看板にありますとおりに、令和2年3月末までにはしっかり通れるような状態にしたいというふうに思っております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

プレミアム付き商品券の対象者ですが、平成31年1月1日時点の住民のうち令和元年度の住民税が非課税である者、及び令和元年6月1日時点の住民のうち平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子どもが属する世帯の世帯主が対象となっております。対象者としたしましては、低所得者世帯で約1,860人、子育て世帯で約140人、合計で2,000人と見込んでおります。通知の方法にいたしましては、従来行っておりました臨時福祉給付金と同じような形で、まず、税の情報と一緒に、対象となられると思われる方に対しまして、こういう制度がございますという周知と申請書を送らせていただく予定となっております。

券のデザインにつきましては、以前にも低所得者の分とわからないようにというふうなことがありましたが、今回また商工会さんとこれからご相談をさせていただいて、今行われている商工会の券と混同されてしまうと換金事務とかにも影響が出てくるので、そのあたりを商工会さんと協議させていただきたいと考えております。

以上です。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第21号、令和元年度井手町一般会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第22号、令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) それでは、議案第22号、令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算(第1回)につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の介護保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、介護保険法等の改正によりまして、介護保険料の所得段階、第1段階のみの軽減が第1段階から第3段階までの軽減に拡充されたことに伴い、所要額の補正を行うものであります。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、今回530万4,000円を減額し、計1億6,231万円、現年度分特別徴収保険料の457万2,000円の減、現年度分普通徴収保険料の73万2,000円の減であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目低所得者保険料軽減繰入金、今回530万4,000円を追加し、計739万3,000円、現年度分の53

0万4,000円であります。

次の6ページをごらんください。

歳出であります。2款保険給付費、1項保険給付費、1目介護サービス等諸費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の457万2,000円の減、一般財源の457万2,000円であります。2目介護予防サービス等諸費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の73万2,000円の減、一般財源の73万2,000円あります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　今度、1号被保険者の保険料の低所得者分の軽減に係る予算の支出なんですけれども、条例改正の質疑のときに、標準税率の何%になるかというお話ししたんですけども、それぞれの段階で何人の方が今回対象になって、総額この額、530万4,000円ということですが、第1段階、第2段階、第3段階に分けるとそれぞれ影響額が幾らずつになるのかということを知りなかつたので、ご説明をお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）　谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

各軽減の件数と軽減額につきましては、平成31年1月現在の数値で申し上げますと、段階別、第1段階は657名で、金額にして529万6,734円、第2段階につきましては、232名で187万384円、第3段階につきましては、140人で22万5,680円となっております。合計いたしますと、1,029名で739万2,798円を見込んでいます。

なお、当初予算では第1段階の軽減保険料648名で208万9,000円を予算計上しておりましたので、その分を除いた差額といたしまして530万4,000円を補正予算額として計上しているところでございます。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第22号、令和元年度井手町介護保険特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書、並びに平成31年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入しております関係上、議員の皆様方にもご承知願っておきたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、理事者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをごらんください。

平成30年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画であります。公有地取得事業、井手町分につきましてはございません。

次に、もう1冊の方、平成31年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2ページをごらんください。

平成31年度城南土地開発公社事業計画であります。公有地取得事業、井手町分はございません。

次に、公有地売却予定につきましても、井手町分はございません。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 以上で日程第6を終わります。

次に、日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで、令和元年6月定例会を閉会するに当たりまして、町長より挨拶をいたしたい旨、申し入れがありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私の任期が8月26日ということで、おそらく緊急にお集りいただくことがない限り、今任期中、皆様方とこの議場でお会いするのは本日が最後だと

思っておりますので、この4年間のお礼を兼ねましてご挨拶をさせていただきます。

顧みますと、6期目の4年間も、町の主人公は住民であるとの認識のもと、住民の方々からの貴重なご意見を聞かせていただき、それらを町政に反映しながら町政運営を進めてまいりました。おかげさまで、ご要望について、その多くを実現することができましたし、より一層、井手町ならではの住民参画によるまちづくりに取り組むことができましたことを大変うれしく思っております。

具体的な取り組み内容につきましては、一般質問でもお答えいたしておりますので省略させていただきますが、事業面、財政面とも大きく前進をすることができました。これもひとえに国や京都府のご支援、議会や住民のご協力のおかげであると心から感謝しているところであります。

特に、議員各位におかれましては、この4年間、提出いたしました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、全て原案どおりご可決いただき、また、事業の推進に当たってもさまざまな面でご協力いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

これまでから申し上げておりますように、本町の最も大きな課題は人口の減少をいかにして食い止めるかであります。そのためには利便性向上のためのJR奈良線の高速化・複線化事業、雇用創出や税収確保のための企業誘致、住宅地をはじめ開発適地拡大のための国道24号城陽井手木津川バイパス整備の三つに加え、関連する市街地と新国道バイパスとを結ぶアクセス道路の整備、新庁舎の建設、町主導の住宅開発、さらには商業施設の誘致など、早期に実現させる必要があります。そういう意味では、これからの数年間は本町にとって大変重要な時期になるものと思っております。

議員各位におかれましては、本町が抱えております課題解決に向けて、これからも住民の代表としてより一層のお力添えを賜りますように、よろしく願いいたします。

結びになりましたが、この4年間、私に対しまして温かいご支援、ご協力をいただきましたことに改めて厚くお礼を申し上げますとともに、議員各位のご健勝、ご多幸、そしてますますのご活躍を心よりお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。4年間、まことにありがとうございました。

議長（岡田久雄） 汐見町長におかれましては、またこの議会でご一緒に会

議をできるよう期待しております。よろしくお願いたします。

これもちまして本日の会議を閉じ、令和元年6月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時04分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 古 川 昭 義

署名議員 木 村 武 壽